

(別表1)

大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者候補者審査に係る評価表

団体の名称		代表者の氏名		選定者		
所在地		設立年月日		選定日		
選定基準	審査基準			審査意見	評価点数	配点
	項目(15)	視点	求める水準			
施設の効用を最大限に発揮するものであること (5点)	1. 施設の特色を生かした事業計画について	(1) 業務内容を理解し、施設の特性を生かした企画提案書となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針が明確かつ適切である。 ・企画提案書の内容が、業務内容を理解し、かつ適切である。 ・企画提案書の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫が見られるか。 			5
施設を利用又は使用する者に対し、平等な利用又は使用的確保及びサービスの向上が図れるものであること (24点)	2. 施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	(2) 施設の利用又は使用条件の考え方が妥当なものとなっていいるか	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書に示された利用又は使用条件の考え方の中で、施設の設置目的が的確に読み取ることができ、利用等の条件の考え方が妥当である。 			5
		(3) 利用等の不承認又は承認取消の考え方方が妥当か	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書に示された利用等の不承認の考え方及び利用等の承認取消の考え方の中で、適正な対応が読み取れる。 			5
		(4) 苦情処理体制が確立されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書において、日々の苦情処理体制が確立され、明確になっていいる。 			3
	3. サービス向上の取り組みについて	(5) 利用者等に対する質の高いサービス提供のために的確かつ継続的な取組みが図られているか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画全体の企画内容が標準を上っている。 ・自主事業の企画内容が標準を上回っている。 ・障害者等の対応が図られている。 			5
		(6) サービスの評価及び利用者等の意見、要望への対応が図られているか	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの自己評価(セルフモニタリング)を適切な方法で実施するものとなっており、サービスの維持向上が図られている。 ・利用者又は使用者の要望、意見を的確に把握し、社内にフィードバックされ、それらへの対応が確実に実施される。 			3
		(7) 地域のニーズに基づいた企画(事業)が図られているか	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携を確立し、ニーズを的確に把握し、地域の実状にあったサービスの提供ができる。 			3
		(8) 関係法令の遵守について	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、大和市都市公園条例、大和市都市公園条例施行規則、大和市営自動車駐車場条例、大和市営自動車駐車場条例施行規則、大和市柳橋ふれあいプラザ条例、大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則、地方自治法等の関係法令を遵守している。 			5
施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるものであること (26点)	5. 施設の適切な維持及び管理について	(9) 事故等の未然防止対策及び施設の保全に関する取り組みはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止策が講じられている。 ・防犯防災対策が講じられている。 ・緊急時の対策が講じられている。 ・施設の保全に関する十分な取り組みがある。 			5
	6. 施設運営の組織又は体制について	(10) 理事又は役員の構成はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・経験のある理事又は役員が選任されている。 ・施設運営に対してその組織又は体制が確保されている。 			3
	7. 管理に係る経費縮減案について	(11) 管理に係る経費縮減の考え方はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な項目が全て計上されている。 ・指定管理料の上限額に対し、縮減が可能である。 <p>※本項目については縮減割合に応じて、次のとおり採点する。 20%以上・・・5点 15%以上20%未満・・・4点 10%以上15%未満・・・3点 5%以上10%未満・・・2点 5%未満・・・1点</p>			5
	8. 効率的な経営について	(12) 指定管理業務に要する経費の算出根拠は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・算出根拠が明確、妥当であり、効率的な経営が見込める。 			5
		(13) 業務の効率化に向けた考えを持っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効率化するための工夫がある。 			3

施設の管理を安定して行う人 員、資産その他 の経営の規模 及び能力を有し ていること又は 確保できる見込 みがあること (35点)	9. 管理を安定して行う 物的・人的能力につ いて	(14) 事業者の理念、方 針・経営状況等につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営理念・方針が指定管 理者として適している。 ・経営状況、組織規模等が指定管理 者として適している。 		5
		(15) ISO規格(品質・環 境)等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO規格(品質・環境)等を取得してい る。 ・ISO規格等を理解している。 		3
		(16) 業務の引継ぎが円 滑に行えるか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の現況、仕様内容を十分把握し ている。 ・現在の指定管理者に雇用されている 現場職員を継続雇用するなど、業務 を安定的に行っていくための配慮が なされている。 		3
	10. 人員の確保及び育 成について	(17) 選考方法、選考基準 はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理を適切に行える人材の確 保ができる。 		3
		(18) 経験ある職員、責任 者・指導的立場の職 員の配置状況はどう か	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の経験を有する職員を配置する ことができる。 ・指導的立場の職員は、相当の経験を 有する職員を配置することができる。 		3
		(19) サービス水準の確保 は適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営に必要な人員数が満たされ ている。 		3
		(20) 年間研修計画及び 研修内容は適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理、施設運営に対する能力向 上が図られる研修を実施できる。 ・経験、階層別の研修を実施できる。 		3
	11. 関連施設の受注・經 営実績について	(21) 関連施設の受注・經 営実績はあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・関連施設の受注・経営実績がある。 		3
	12. 資産規模・管理状況 について	(22) 資本金(基本財産) 及び運用財産の管 理状況は適正か	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に対して、所有する財産の 規模が適正である。 ・契約・登記等の適正な権利設定及び 管理保管が行われている。 		3
	13. 債権債務の状況に ついて	(23) 借入れの目的・規 模・内容・償還計画 はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・借入れの目的・規模・内容・償還計画 が適正である。 		3
	14. 経営マネジメントにつ いて	(24) 人事管理、財務執行 管理等についてはど うか	<ul style="list-style-type: none"> ・人事管理が適正である。 ・財務執行が適正である。 ・現場職員の意見を運営に反映する仕 組みが整備されている。 ・各現場の責任体制が明確にされてい る。 ・損害賠償保険(人的・物的)に、加入 している。 		3
	15. 個人情報の保護及 び情報公開に対する 措置について	(25) 本市の個人情報保 護条例及び情報公 開条例に則っている か	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を適切に取り扱う考え方が 法人の理念として確立されている。 ・情報管理体制が規程等により確立さ れている。 ・個人情報の開示請求及び情報公開請 求への対応が本市の条例に則ってい る。 ・再委託が承認された場合に、保有個 人情報を適切に管理する能力を有し ている。 		5
		(26) 施設運営の透明性 の確保はどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の知る権利の尊重が確保され ている。 ・透明な運営の確保がなされる。 ・事業報告、財務諸表等が自主的に開 示されている。 ・文書管理に関する基準が定められて いる。 		5

総合評価点数	／100点
--------	-------

配点「5」の場合

5点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。
4点	審査基準の求める水準にあり、実現性が認められる。
3点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。 (標準：通常はこの程度やるべきと考えるレベル)
2点	審査基準の求める水準がわずかに読み取れるが、実現性に乏しい。
1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。

配点「3」の場合

3点	審査基準の求める水準以上の内容で、実現性が明確である。
2点	概ね審査基準の求める水準にあり、概ね実現性が認められる。 (標準：通常はこの程度やるべきと考えるレベル)
1点	審査基準の求める水準が読み取れず、実現性が認められない。